



平成 25 年 5 月 20 日

各位

会社名 クルーズ株式会社
 (コード番号 2138 : JASDAQ スタンダード)
 所在地 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
 六本木ヒルズ森タワー
 代表者 代表取締役社長 小淵宏二
 問合せ先 管理本部担当執行役員 井上博明
 電話番号 (03) 5786-7080

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を平成 25 年 6 月 26 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の目的

平成 25 年 4 月 15 日開催の取締役会において決議いたしました株式分割及び単元株制度の採用（効力発生日：平成 25 年 10 月 1 日）に関連し、単元未満株式の権利に関する規定を新設するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案 (注)
第 2 章株式 (新設)	第 2 章株式 第 8 条 (単元未満株式についての権利) <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 7 条～第 44 条 (条文省略)	第 9 条～第 46 条 (現行どおり)
附則 第 1 条 (条文省略)	附則 第 1 条 (現行どおり)
附則 (新設)	附則 第 2 条 第 8 条の新設及びこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。 <u>なお、本附則は平成 25 年 10 月 1 日をもってこれを削除する。</u>

(注) 変更案の条数は、平成 25 年 4 月 15 日開催の取締役会において決議済みの、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく定款変更（単元株式数の条文新設、効力発生日：平成 25 年 10 月 1 日）を考慮して記載しております。



JASDAQ

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
効力発生日

平成 25 年 6 月 26 日 (予定)
平成 25 年 10 月 1 日

以上